

# 釜石市立釜石小学校「いじめ防止基本方針」

平成31年 1月改訂

## はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年4月に「岩手県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「釜石市立釜石小学校いじめ防止基本方針」として定めるものであります。

## I いじめに対する基本姿勢

### 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

### 2 いじめに対する基本的な考え方

- いじめを受けている児童をしっかりと守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件であることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取り組みと早期発見が最も重要であると考え取組を行います。

#### (1) 学校としての基本姿勢

- ア 教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感、規範意識を高めるとともに、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。
- イ いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- ウ 児童同士の良好な人間関係を土台とし、いじめをしない、ゆるさないという学校風土づくりに努めます
- エ 早期発見のため、児童や保護者へのアンケート調査や教育相談の実施など必要な措置を講じます。
- オ 教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図ります。
- カ いじめ防止等について教職員の資質向上を図ります。

- キ 児童への情報モラルの指導等を通しインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させるとともに、児童及び保護者へ必要な啓発活動を行います。
- ク 発達障がいを含む障がいのある児童、海外から帰国した児童や外国籍等の児童など外国につながる児童、性同一性障がい等の児童、東日本大震災による原子力発電所事故により避難している児童など、学校として特に配慮が必要な児童については、その特性や状況について教職員が理解し、日常的に、当該児童の特性や状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、いじめの未然防止のために、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行います。
- ケ 相談窓口は担任の他、発達障がいを含む障がいのある児童については特別支援教育コーディネーター、性同一性障がい等については養護教諭、他については生徒指導主事が相談窓口として対応します。

なお、上記の教員以外でも相談したい教員があれば対応します。

## (2) 教師一人一人の基本姿勢

- ア いじめを見抜き見逃さない感性を磨きます。
- イ 児童の不安や悩みに寄り添い受容する姿勢を持ちます。
- ウ 児童の自信とやる気を育みます。
- エ 学級経営の充実に努めます。
- 温かい人間関係を基に学級が児童一人一人にとって安心して生活できる場所になるよう努めます。
  - 互いの個性や一人一人のよさを認め合う学級経営に努めます。
  - 児童一人一人の理解に努めます。
  - いじめは許さないという学級風土をつくります。
- オ 一人で問題を抱え込むことがなく他の教員と協力して問題の解決に当たります。

## 3 いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。

いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

## II いじめの防止

### 1 基本的な考え方

- (1) いじめはどの子にも起こりうるとの認識に立って、未然防止に全職員で取り組みます。
- (2) 児童同士の温かい人間関係、児童と教職員の信頼関係を築くことを大事にします。
- (3) しっかりした態度で授業に取り組むことや社会や学校、児童会のきまりを守り生活することを通し、規範意識を育てます。
- (4) 自信とやる気、良好な人間関係を育むこと、わかる授業の実現により児童一人一人にとって学校が楽しいものになるよう努めます。

### 2 いじめ防止のための措置

- (1) いじめについての共通理解を図ります。
  - ア いじめについての理解、指導上の留意点などを校内研修や職員会議などで共通理解を図ります。
  - イ 「己の欲せざる所を人に施すことなかれ」（自分がされて嫌なことは他の人にもしない）

を合言葉に生活させることで、いじめを生まない学校風土づくりに努めます。

- (2) 望ましい人間関係づくりのために、異学年交流の機会を設けます。
  - ア 1年生を迎える会、運動会、全校虎舞、6年生を送る会、児童会主催の行事等とおした異学年交流を実施します。
  - イ 縦割り清掃活動を実施し、優しさや思いやりの心を育みます。
- (3) 児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を高めます。
  - ア 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己肯定感や自己有用感を育む学級づくりと授業づくりを目指します。(学級力向上プロジェクトの取組)
  - イ 教育活動全体を通して、児童一人一人が活躍でき、他の人の役に立っていると実感できるように努めます。
- (4) 道徳教育や情報モラル教育によりいじめは絶対に許されないという人権感覚を育みます。
- (5) 家庭・地域と連携したいじめ防止への取り組みを進めます。
  - ア 保護者や地域への学校の方針説明
  - イ 学校だよりを活用したいじめ防止に係る啓発や学級懇談での話題の提供と話し合いなど

### III いじめの早期発見

#### 1 基本的な考え方

- (1) いじめは大人の目につかないところで行われたり、ふざけや遊びを装って行われることを共通理解したうえで対応します。
- (2) 気になったことはそのままにせず、「いじめではないか」と疑って他の教職員に相談、報告し対応します。
- (3) いじめの定義に基づき積極的に認知します。

#### 2 早期発見のための取組

- (1) いじめのサインの共有
  - ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。(いじめチェックシートの活用)
  - イ 各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を、教職員間で共有します。
- (2) アンケートの実施
  - ア いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケートを実施します。(学校独自のアンケートの実施(5月・10月・2月))
- (3) 教育相談の実施
  - ア アンケート実施後に教育相談を行います。
  - イ いじめについて児童が相談しやすい雰囲気をつくります。
- (4) いじめチェックシートの活用
  - ア 毎月1日の安全の日に「いじめチェックシート」に基づき、担任がいじめが疑われる行為があるかチェックします。
  - イ 学期に1回、保護者用「いじめチェックシート」を保護者に配布し、記入後提出してもらいます。その結果を踏まえ児童に教育相談を行います。また、期末面倒等で保護者と情報共有を図ります。

## IV いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

- (1) 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止法に違反することを踏まえ、いじめが疑われる行為を発見した場合は速やかに管理職に報告し対応します。
- (2) いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、いじめ対策委員会を開催し、指導方針を立て組織的に取り組みます。
- (3) 被害児童を守るとともに、加害児童のよりよい成長を願い対応します。
- (4) 保護者の理解のもと必要に応じて関係機関と連携し対応します。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) 職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- (2) いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- (3) 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は真摯に対応します。
- (4) 発見した職員や通報を受けた職員は、速やかに管理職等に報告します。

### 3 事実関係についての調査

- (1) 速やかに関係職員と管理職とで協議し、いじめ対策委員会で調査の方針等を決定します。
- (2) 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。
- (3) 必要な場合には、全児童への調査を行います。この場合に調査の結果を、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

### 4 解決に向けた指導及び支援

- (1) いじめ対策委員会において情報共有や対応について協議を行い、校長が指導及び支援の方針を決定します。
- (2) 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- (3) 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察等の関係機関へ相談します。
- (4) 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ対策委員会で協議し校長が決定します。

## V ネット上のいじめへの対応

### 1 ネットいじめとは

インターネット上のいじめは重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為です。文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

### 2 ネットいじめの予防

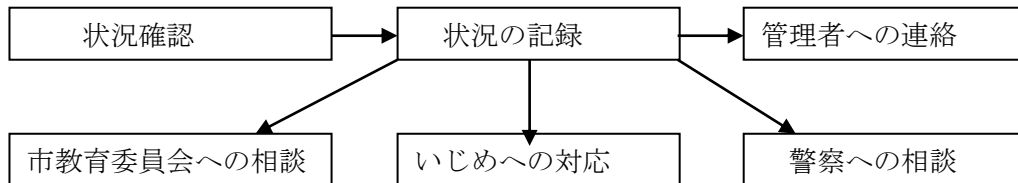
- (1) フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- (2) 教科や学級活動、集会等において情報モラル教育の充実を図ります。

(3) 関係機関と連携した啓発活動などを含め、機会をとらえて情報モラルに関する指導を行います。

### 3 ネットいじめへの対処

(1) 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。

(2) 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



(3) ネットいじめについての相談窓口は、担任若しくは生徒指導主事とします。

## VI 重大事態への対処

1 いじめ事案が次の状況にある場合（疑いが生じた場合も）には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告します。

(1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 精神性の疾患を発症した場合
- ウ 身体に重大な傷害を負った場合
- エ 高額の金品を奪い取られた場合など

なお、重大事態として扱われた事例としては以下のようなものがあります。

- オ 軽傷で済んだものの自殺を企図した。
- カ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
- キ 嘔吐や心因性の身体反応が続く。
- ク 複数の児童から金銭を要求され、総額1万円を渡した。 など。

これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があります。

(2) 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ア 年間の欠席が30日程度以上の場合
- イ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

2 学校が重大事態であると判断した場合は、いじめ対策委員会が中心となって調査を行います。

場合によっては釜石市教育委員会が調査を行います。

調査を行う場合は、開始前に、被害者・保護者に、調査の目的、調査事項、調査方法等について丁寧に説明を行います。

3 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

4 学校は、被害児童・保護者に説明した方針に沿って、加害児童及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行います。

5 調査結果において、いじめが認定された場合、加害児童に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、被害児童への謝罪の気持ちをもたせます。加害児童に指導を行う際は、その保

護者に協力をお願いします。

## **VII いじめの解消の判断**

次の要件が満たされている場合をいじめが解消した状態である判断します。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も勘案して判断することとします。

- 1 いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも 3 か月継続していること。ただし、被害の重大性からさらに長期の期間が判断される場合は、いじめ対策委員会の判断により長期の期間を設定します。
- 2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。判断においては被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認します。
- 3 解消している状態に至った場合でも、全教職員で観察や見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

## **VIII いじめの防止等のための組織**

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。

### 1 活動方針

- (1) 釜石小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核を担う。
- (2) いじめの発見・通報があった場合は速やかに会議を開催し、情報の共有を行い、指導や対応の方針を決定する。
- (3) アンケート調査、いじめチェックシートによる点検又は教育相談実施後に情報共有を行う。

### 2 組織

【構成員】校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭

(必要に応じて当該担任、スクールカウンセラーなど外部の方に出席を依頼する。)

### 3 活動

- (1) 釜石小学校いじめ防止基本方針の点検
- (2) 「いじめ」についての情報共有、指導や対応方針の協議及び決定
- (3) アンケート調査やいじめチェックシートに関わる情報共有や情報交換

## **IX 校内研修の実施**

いじめの問題への対応について、全ての教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修を計画的に実施していきます。

## **X いじめ防止等の取組評価**

学校評価において、いじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置づけ、いじめ防止等の取組の改善に生かします。

## XI 年間計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組みます。

月	活 動 内 容
4月	○いじめ防止基本方針についての確認 ○PTA総会等でのいじめ防止基本方針の説明 ○1年生を迎える会 ○生徒理解のための会議 ○家庭訪問での保護者との情報交換
5月	○内面理解アンケート ○運動会での組団活動 ○担任によるいじめチェック ○学校地域協議会でのいじめ防止基本方針の説明
6月	○担任によるいじめチェック ○保護者による「いじめチェックシート」の実施と提出 ○教育相談 ○学級懇談会 ○学校評議員会
7月	○担任によるいじめチェック ○期末面談 ○1学期の取組の点検
8月	○職員研修会 ○水遊び集会
9月	○担任によるいじめチェック ○学級懇談会
10月	○担任によるいじめチェック ○大縄飛び集会 ○全校虎舞の取組 ○学校評議員会
11月	○担任によるいじめチェック ○内面理解アンケート ○保護者による「いじめチェックシート」の実施と提出 ○教育相談 ○学級懇談会
12月	○担任によるいじめチェック ○期末面談 ○2学期の取組の点検
1月	○職員研修会
2月	○担任によるいじめチェック ○保護者による「いじめチェックシート」の実施と提出 ○教育相談 ○学校評価 ○学校評議員会
3月	○年間の取組の総括 ○いじめ防止基本方針の見直し ○次年度計画の立案

通年 ・挨拶運動 ・係活動の充実 ・ふわふわ言葉 ・縦割り清掃活動  
・釜小ハートフルウィーク（友達のいいところさがし 等）

## 別紙1

### いじめられた児童とその保護者への支援

#### 【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

#### 【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

### いじめた児童への指導又はその保護者への支援

#### 【いじめた児童への指導】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

#### 【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

#### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合、中立、公平を基本に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・必要に応じて教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める



## 別紙2

### 1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	持ち物にいたずらをされる。 給食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

### 2 いじめた児童のサイン

	サイン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。 ある児童の発言に目配せしたり、にやにやしたりする。

### 別紙3

#### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

#### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。 学習時間が減る。 成績が下がる。 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

